



# 第5章

市民のこころをむすび、可能性を未来につなぐまち

- 施策1 市の持続的な発展を支える市街地の整備と計画的土地利用の推進**…………… 104
- (1) 中心市街地の整備と機能誘導
  - (2) 市街地への諸機能の誘導
  - (3) みどりあふれる都市景観の形成
- 施策2 活力を呼び込む交流基盤の整備**…………… 106
- (1) 幹線道路の整備
  - (2) 生活道路の機能拡充
  - (3) 公共交通体系の拡充
- 施策3 市民の暮らしを支えるライフラインの充実**…………… 108
- 【上水道】
- (1) 水の安定供給
  - (2) 水の効率的利用の促進
- 【公共下水道】
- (1) 汚水対策の強化
  - (2) 雨水対策の強化
  - (3) 下水道の利用促進
- 【排水対策】
- (1) 排水対策の推進
- 施策4 都市の潤いを保つ公園・緑地の整備** 112
- (1) 公園の整備
  - (2) 施設の効率的な維持・管理

## 市民のこころをむすび、可能性を未来につなぐまち

## 施策 1 市の持続的な発展を支える市街地の整備と計画的土地利用の推進

## 現況と課題

本市は、昭和53年の成田国際空港開港以降、空港関連の従業者や事業所の進出により発展を遂げてきました。近年その傾向は沈静化しつつありますが、今後、航空機の発着回数の増加にあたり、新たな市への波及効果が期待されることから、市の持続的な発展のため、機能拡充の波及効果を活かしたまちづくりが必要です。

豊かな農地、樹林などの自然資源は、本市の特徴であり、市民の愛着の源となっており、今後とも市の特徴として、保全・活用していく必要があります。

本市の都市基盤や都市施設は、空港開港にあわせて整備されたものが多く、今後これらの施設の補修、修繕の必要性が高まることが予想され、効率的な更新の取り組みが必要です。

## 基本方針

成田国際空港のインパクトを活用しながら、本市の活力を獲得していくまちづくりを推進していくとともに、市の特徴である豊かな自然を活かした景観の形成に努めます。

本市の持続的な発展を支えていくために、都市マスタープラン<sup>1)</sup>に基づき、中心市街地の整備と機能誘導に努めるとともに、市街地周辺においては本市の活力を高める諸機能の誘導、郊外の田園地域においては、地域の暮らしを支える生活環境整備を進めます。



1) 都市マスタープラン：都市計画法によって、市町村自らが定めることとされている「都市計画に関する基本的な方針」をいう。

## 指標



## 南新木戸地区事業進捗率（事業費ベース）

実績値 **96.1%** ▶ 目標値 **100%**

## 北新木戸地区事業進捗率（事業費ベース）

実績値 **23.1%** ▶ 目標値 **98.4%**

## 施策の展開

## (1) 中心市街地の整備と機能誘導

No.	主な取組	取組の内容
1	中心市街地の整備	七栄地区などの中心市街地については、土地区画整理事業を推進し、基盤整備と諸機能の誘導に努めます。事業の推進にあたっては、見直しや地区の特性に合わせた他の手法についても検討しながら、計画的な事業の推進に努め、土地区画整理事業の早期完了を目指します。

## (2) 市街地への諸機能の誘導

No.	主な取組	取組の内容
1	計画的な土地利用の誘導	市街地においては、市民に魅力ある良好な住環境形成のために、計画的な土地利用の誘導を進めます。また、市街地周辺については良好な自然環境を保つことを前提に、本市の活力を高める空港関連等の産業、住宅等の諸機能の誘導に努めます。このため、宅地開発指導要綱等の適正な運用に努めるとともに、必要に応じて都市計画の見直しを進めます。

## (3) みどりあふれる都市景観の形成

No.	主な取組	取組の内容
1	公共施設や民有地の緑化	道路や公共施設、民有地の緑化の推進、公園や緑地の適正配置・機能拡充に努めます。

## 施策 2

## 活力を呼び込む交流基盤の整備

## 現況と課題

市内の主要な幹線道路は、国道・県道が中心で、七栄地区に集中するネットワークとなっており、特に富里インターチェンジ周辺などにおいて交通渋滞が発生しています。さらに、空港への通過交通と市内の生活交通も集中しており、生活利便に支障をきたしていると考えられます。今後は、(仮称)酒々井インターチェンジ<sup>1)</sup>の整備を契機に、より円滑な道路ネットワークの形成が必要となっています。

生活道路については、効率的な機能拡充と計画的な維持管理を進めていくことが必要です。

市内の公共交通は、路線バスとこれを補完する「さとバス(循環バス)」が運行しており、今後、高齢化の進行に伴い、公共交通の役割がより重要になるものと考えられ、利用ニーズを見極めながら、地域の生活を支える効率的で効果的な公共交通体系の確立が必要となっています。

## 基本方針

本市に活力を呼び込み、交流を拡大させるために、富里インターチェンジ周辺の交通機能の強化、(仮称)酒々井インターチェンジの整備促進、アクセス道路の整備を進めるとともに、未整備の都市計画道路<sup>2)</sup>の整備等に努めます。

生活道路については、需要に応じた優先度を定めながら、狭小道路の拡幅や歩道の確保、雨水排水抑制施設の整備等を計画的に進めるとともに、効率的な維持管理に努めます。

今後の高齢化の進行に備え、市民の活躍と快適な暮らしを支えるために、路線バス、さとバス等の公共交通体系の拡充に努めます。

実績値 (平成 21 年度)、目標値 (平成 27 年度)

## 指標

成田財特路線<sup>3)</sup> 整備事業進捗率 (事業費ベース)

実績値 5.0% ▶ 目標値 100%

## さとバスの利用者数

実績値 14,447 人 ▶ 目標値 15,000 人

1) (仮称)酒々井インターチェンジ：酒々井町に建設中の東関東自動車道のインターチェンジ。

2) 都市計画道路：都市の基盤的施設として、都市計画法に基づいて「都市計画決定」された道路をいう。

3) 成田財特路線：(仮称)酒々井インターチェンジと国道409号を結ぶ新設道路。

## (1) 幹線道路の整備

No.	主な取組	取組の内容
1	インターチェンジ周辺道路の整備促進	富里インターチェンジ周辺の交通円滑化のために、国道409号等の整備を促進します。 また、(仮称)酒々井インターチェンジの開通に伴い、(仮称)酒々井インターチェンジと国道409号を結ぶ新設道路を整備し、市内市街地及び成田空港方面からの交通の円滑化を図ります。
2	広域幹線道路の整備促進	事業中の首都圏中央連絡自動車道 <sup>1)</sup> や国道464号北千葉道路 <sup>2)</sup> などの広域幹線道路と一体となった幹線道路網の実現のために、整備促進協議会等関係機関と連絡を密にし、広域幹線道路の促進に努めます。
3	都市計画道路の整備	七栄地区の土地区画整理事業の進捗に合わせ、事業地区内の都市計画道路の整備を進めるとともに、その他未整備の都市計画道路等についても優先順位をつけて計画的な整備に努めます。

## (2) 生活道路の機能拡充

No.	主な取組	取組の内容
1	生活道路の整備	市民の安全と道路の利便性を確保するために、事業の優先順位をつけながら、計画的な生活道路の整備に努めます。
2	生活道路の維持管理	施設の耐用年数や利用状況などをふまえ、生活道路の効率的な維持管理に努めます。

## (3) 公共交通体系の拡充

No.	主な取組	取組の内容
1	路線バスの維持・拡充	市内の公共交通機関であるバス路線は、公共交通の軸をなすことから、その維持・拡充について、引き続きバス事業者等と協議を行っていきます。
2	さとバスの利便性の向上	今後さらに高齢化が進む中、市内各地における市民の移動手段である「さとバス」については、利用促進に向けた取り組みを進めるとともに、利便性の向上について検討を行います。
3	新交通体系の確立	路線バスを補完する新たな交通体系を確立するため、公共交通調査を実施し、さとバスも含め、充実した交通体系の確立に努めます。

1) 首都圏中央連絡自動車道：都心から半径約40km～60kmの地域を連絡する全長約300km、県内区間延長約95kmの環状道路。

2) 国道464号北千葉道路：市川市から千葉ニュータウンを経て成田市を結ぶ延長45kmの道路。

## 施策 3

## 市民の暮らしを支えるライフラインの充実

## 現況と課題

## ●上水道

施設の老朽化が進んでいることから、耐震化も含め、計画的に更新を進めていく必要があります。また、漏水をより早く発見することにより、水を効率的に利用することが必要です。

## ●下水道

本市の下水道普及率は千葉県内の平均よりも低い状況にあり、今後も計画区域内の未整備地区における下水道整備を順次進めていく必要があります。雨水整備については、雨水幹線の整備を体系的に進めていく必要があります。

## ●排水対策

雨水の急激な流出を抑制するため、雨水排水抑制施設等の整備をはじめ、地域の保水・遊水機能を高めていく必要があります。

## 基本方針

## ●上水道・下水道

上水道については、水の安定供給のために施設の計画的な更新を進めるとともに、水質の管理や水の効率的利用の促進に努めます。

公共下水道については、下水道整備計画に基づき、引き続き計画的に整備するとともに、整備された地区における利用促進を図ります。

## ●排水対策

雨水排水抑制施設等の整備や適正な宅地開発の指導等により、地域の保水力を高め、地下還元機能<sup>1)</sup>を向上させるとともに、流域河川、排水施設の機能保持に努めます。



1) 地下還元機能：雨水を地下に浸透させること。

## 指標

有収率<sup>1)</sup>

実績値

86%



目標値

90%

## 公共下水道整備率（全体計画）

実績値

38.3%



目標値

45.4%

## 公共下水道普及率（全体計画）

実績値

48.6%



目標値

53.4%

## 施策の展開

## 【上水道】

## (1) 水の安定供給

No.	主な取組	取組の内容
1	安定した水源の確保	水の安定供給を確保するために、印旛広域水道用水供給事業 <sup>2)</sup> の促進に努めます。
2	自己水源の有効活用	現在保有する自己水源である井戸の有効活用を図っていきます。
3	定期的な水質管理	安全な水を供給するため、定期的な水質検査を行い水質管理に努めます。
4	配水施設の更新	老朽化する配水施設の改修工事等により、安定供給に努めます。

## (2) 水の効率的利用の促進

No.	主な取組	取組の内容
1	配水施設の維持管理	効率的な配水のために継続的な漏水調査を実施します。
2	水の有効利用の促進	水資源の大切さ、水の有効利用方法等について啓発を行い、水の有効利用の促進に努めます。

1) 有収率：水道事業の効率性を計る指標。供給した配水量に対する料金として収入のあった水量の比率。

2) 印旛広域水道用水供給事業：利根川などから取水した原水を水道水にして、水道事業を行っている成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、長門川水道企業団（印西市の一部及び栄町で構成）へ供給する事業。

## 【公共下水道】

## (1) 汚水対策の強化

No.	主な取組	取組の内容
1	公共下水道の整備と普及率向上	下水道全体計画区域内における事業認可区域 <sup>1)</sup> の拡大、施設の整備を推進するとともに、普及率向上に努めます。
2	集中合併浄化槽を有する団地等への下水道整備	下水道全体計画区域内の集中合併浄化槽 <sup>2)</sup> を有する団地等に対する下水道整備を推進します。

## (2) 雨水対策の強化

No.	主な取組	取組の内容
1	根木名川九号雨水幹線の整備	根木名川九号雨水幹線については、適切な整備手法を検討し、排水路の段階的な整備に努めます。
2	江川一号雨水幹線の整備	江川一号雨水幹線については体系的、段階的な施設整備に努めます。

## (3) 下水道の利用促進

No.	主な取組	取組の内容
1	下水道の利用に関する周知	下水道の供用開始後すみやかに排水設備工事と水洗化を促進するために、広報などを通じた啓発活動を推進します。

## 【排水対策】

## (1) 排水対策の推進

No.	主な取組	取組の内容
1	河川改修の推進及び機能保持	主要水路の流域における流出抑制対策に努めます。 また、根木名川上流の一級河川指定と改修を要請し、河川改修の推進に努めます。
2	雨水排水抑制施設の機能管理及び整備	下流域への雨水排水抑制施設である既造成地における調整池の維持管理に努め、老朽化に応じた改修等に努めます。
3	保水・遊水機能の向上	道路の浸透舗装化や浸透側溝、浸透マンホールの設置を推進します。 また、宅地開発の指導等により宅地への雨水浸透樹の普及促進を図ります。

1) 事業認可区域：下水道事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けた区域。

2) 集中合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水(台所や風呂などの排水)をあわせて共同で処理する団地の浄化槽。



## 施策 4

## 都市の潤いを保つ公園・緑地の整備

## 現況と課題

現在、市内には、総合公園<sup>1)</sup> 1か所、近隣公園<sup>2)</sup> 2か所、街区公園<sup>3)</sup> 10か所、計13か所の都市公園<sup>4)</sup>が整備されています。

今後、高齢化が進行する中で、より暮らしやすい地域づくりのためには、身近な憩いの場の確保が求められ、市民ニーズに応じた公園の機能強化を進める必要があります。

また、地域主体による維持管理を進めており、今後も管理協定により維持管理される公園を増やしていく必要があります。

## 基本方針

市民ニーズに応じ、適切な公園確保に努めるとともに、老朽化した施設の効率的な維持・管理に努めます。また、地域主体の公園管理を進めることで、誰でも利用しやすい施設づくりに努めます。



- 1) 総合公園：主として1つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。  
 2) 近隣公園：街区公園と同様、主として近隣に居住する人が利用する公園であるが、街区公園より規模が大きく、誘致距離500mを標準としている。  
 3) 街区公園：最も身近に利用できる公園で、誘致距離250mを標準としている。  
 4) 都市公園：都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。



## 市内公園数

実績値 **105** 箇所 ▶ 目標値 **110** 箇所

## 公園管理協定<sup>1)</sup> 締結公園数

実績値 **73** 件 ▶ 目標値 **78** 件

施策の展開

### (1) 公園の整備

No.	主な取組	取組の内容
1	公園の適正な整備	土地区画整理事業の推進と合わせて市街地における公園の適正な整備を進め、新たな公園についての調査検討を行うとともに、既存公園の充実に努めます。

### (2) 施設の効率的な維持・管理

No.	主な取組	取組の内容
1	施設の長寿命化、バリアフリー化	施設の効率的な維持・管理を進めるために、公園施設の安全度調査を行い、老朽化した施設の修繕を行うとともに、長寿命化やバリアフリー化に努めます。
2	地域による自主管理	地域による自主管理を促進し、地域との協働での維持管理による誰もが利用しやすい施設づくりに努めます。

1) 公園管理協定: 地域の公園等を、市の管理に加えて、地元自治会等と管理協定を締結し、公園等の清掃、樹木の軽易な剪定、除草、遊具等の点検を行うこと。



七栄

七栄